

妊娠・出産のときに 手続きをすればもらえるお金

妊娠中や出産でかかった費用の一部が、一時金や手当として支給されたり、確定申告で戻って来たりします。

出産費融資制度

健康保険から、出産前にお金を貸してもらえる制度です。出産後に支給される「出産育児一時金」の前借りのような形をとっています。

加入している保険会社によっては、この制度の適用がないところもあり、また適用がある場合も保険会社、組合によって融資してくれる条件、金額などが異なりますので、詳しくは、マイナ保険証または健康保険資格確認書などに記載されている保険会社、組合にお問い合わせください。（要申請）

確定申告(医療費控除)

1年間に支払った医療費（「医療費の具体例」参照、保険などで補われた金額を除きます）が原則10万円を超えた場合には、その超えた部分の金額を対象として、すでに納めている所得税および復興特別所得税から税率に応じた税額が還付される場合があります。

医療費の具体例

- 妊娠中の定期健診・検査代などの医療費
- 通院の交通費
（マイカー通院の場合のガソリン代・駐車場代は認められない）
- 治療に必要な薬代
- 入院時のタクシー代
- 分娩費
- 入院代
- 不妊治療費

問い合わせ●川崎西税務署 ☎ 044-965-4911
麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎4F
小田急線 新百合ヶ丘駅より徒歩3分



詳しくはホームページをご確認ください。



出産育児一時金

妊娠・出産は病気ではないので、正常分娩の場合は健康保険が適用されません。そこで、出産費用の経済的負担を軽減する制度がこの「出産育児一時金」です。支給金額は加入している健康保険によって異なります。標準は50万円(妊娠12週(85日)以上の死産・流産の場合も支給)です。

手続き方法には、「出産育児一時金直接支払制度」を利用する場合としない場合があります。

※直接支払制度とは、出産一時金を出産に要した費用の支払いに充てる制度で、保険者(川崎市、会社の健康保険など)が直接、医療機関などに支払います。

直接支払制度利用の場合

申 請 先●出産を予定している医療機関など

必要なもの●マイナ保険証または健康保険資格確認書など、印鑑

注 意●医療機関などと制度を利用することについて事前の合意が必要です。

直接支払制度を利用しなかった場合や、直接支払制度を利用しても、出産費用が50万円未満で差額が受け取れる場合

申 請 先●各保険者(川崎市、会社の健康保険など)

必要なもの●※川崎市の国民健康保険加入者が出産した場合

被保険者証、母子健康手帳、印鑑、合意文書、領収・明細書、振込先の金融機関・支店名・口座番号がわかるもの(世帯主名義)

問い合わせ●川崎市の国民健康保険に加入しているかた

多摩区役所 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 044-935-3164

●会社や組合などの健康保険に加入しているかた

勤務先または加入している健康保険組合など

出産手当金

被保険者が出産のために仕事を休み、そのあいだの給与を受けられないときの休業補償として、加入している健康保険から支給される手当のこと。

(川崎市国民健康保険加入のかたには、支給はありません)

問い合わせ●勤務先または加入している健康保険組合など

入院助産制度

川崎市にお住まいで保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な妊産婦のかたを対象に出産費用を援助する制度です。この制度の適用を受けるためには、指定医療機関で出産する必要があります。

対象は①生活保護受給中のかた

②当該年度分の市民税非課税の世帯

③①を除き、当該年度分の市民税均等割の額のみの課税世帯など。ただし健康保険から出産一時金が支給されるかたは、対象となりません。

※出産後の申請は対象となりません。

※妊婦健診未受診の場合、医療機関から断られる場合があります。

問い合わせ●多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3101

出産後の届出・手当・助成金

赤ちゃんが生まれたら、いろいろな「届出」「申請」などの手続きが必要になります。どんな制度があって、どこに問い合わせればいいのかを知っておきましょう。

届出

出生届

赤ちゃんが生まれたら、誕生日を含む14日以内に、出生届を多摩区役所区民課に出します。住所地以外では、出生地や本籍地の市区町村役場でも届出ができます。

※出生連絡票とは別に、出生届の届出が必要です。

届出に必要なもの

・出生証明書 ・母子健康手帳

申請・問い合わせ●多摩区役所 区民課住民記録第3係 ☎ 044-935-3156

出生 連絡票

誕生日から14日以内に多摩区役所地域支援課に提出します。

この連絡票は、赤ちゃん訪問などに必要です。

問い合わせ●多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3264

提出方法などについて、詳しくは川崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000028247.html>



手当

児童 手当

高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している場合、申請することができます。支給の開始は申請月の翌月分からです。生計の中心者（所得の高い者）が受給者となります。公務員のかたは勤務先で申請してください。申請は、出生または、転入の翌日から15日以内におこなってください。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ●多摩区役所 区民課住民記録第2係

☎ 044-935-3152

医療費の助成と給付

小児 医療 費 助成 制度

子どもの医療費のうち、健康保険診療分の自己負担額を助成します。

0歳～中学校3年生の通院・調剤・入院費が対象です。申請すると医療証が交付されます。申請には子どもの健康保険の記号・番号および保険者名のわかるもの（子どものマイナ保険証、健康保険資格確認書など）が必要になります。

健康保険の加入手続き後に申請してください。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ●多摩区役所 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 ☎ 044-935-3328

療育 医療 給付

18歳未満の子どもが結核にかかり、その治療に特に長期間を要すると医師によって認められた場合に、指定医療機関での入院治療費を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。

申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課

☎ 044-935-3293

小児 慢性 特定 医療 給付

国が定めた慢性疾病にかかっている18歳未満の子ども（継続の場合は20歳到達まで）が、指定医療機関において治療を受けている場合に、健康保険診療分の自己負担額を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。

申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課

☎ 044-935-3293

養育医療

体重が2,000g以下で生まれた場合など、からだの発育が未熟なまま出生した子どもが、「指定養育医療機関」に入院して養育を受ける必要がある」と、医師によって認められたとき、健康保険診療分の自己負担額を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。

申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課

☎ 044-935-3293

そのほか

育児休業給付

雇用保険の被保険者のかたが、子どもの出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、産後パパ育休(出生時育児休業・2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。

雇用保険の被保険者のかたが、原則1歳未満の子どものを養育するために育児休業(2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

令和7年(2025)4月1日より、「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受けるかたが、一定の要件を満たすと「出生後休業支援給付金」の支給を受けることができます。

申請・問い合わせ●勤めている会社の担当窓口、ハローワークへ
詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。



国民年金保険料の 産前産後期間の免除制度

国民年金第一号被保険者のかたは、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が届出により免除されます。

出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後も届出ができます。

なお、産前産後期間の免除制度は保険料が免除された期間も保険料を納付したのとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産されたかたを含みます)。

申請・問い合わせ●多摩区役所保険年金課国民年金担当

☎ 044-935-3165

国民健康保険料の 産前産後期間の減額制度

出産する国民健康保険加入者のかたは出産(予定)月の前月から4か月間(多胎妊娠のかたは出産(予定)月の3か月前から6か月間)、国民健康保険料の所得割額と均等割額が届出により減額されます。

届出は出産予定日の6か月前からでき、出産後も可能です。

申請・問い合わせ●多摩区役所保険年金課国民健康保険担当

☎ 044-935-3164



出産後の届出・手当・助成金

ひとり親家庭

ひとり親
家庭等医療費
助成制度

母子・父子・養育者家庭など健康保険診療分の自己負担額を助成します。ただし、家庭要件、養育する児童の年齢制限、所得制限などがあります。

申請・問い合わせ●多摩区役所 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 ☎ 044-935-3328

児童扶養手当

離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている家庭、または父母不在により父母に代わって養育しているかたに支給。所得により支給されないこともあります。

手当額 児童1人のとき▶月額46,690円～11,010円（支給額は所得により異なります）

児童2人以上のとき▶児童1人につき月額11,030円～5,520円を加算

（支給額は所得により異なります）

申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課 ☎ 044-935-3293

災害
被災者
生活
支援
手当
等

災害により、児童の父または母などが死亡、または体に重度の障がいをもつこととなった場合、その児童を扶養している保護者に対して、手当を支給します。

手当額 18歳未満の児童1人につき 月額3,000円

申請窓 口●多摩区役所 区民課住民記録第2係 ☎ 044-935-3152

問い合わせ●こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当 ☎ 044-200-2674

●ひとり親家庭の相談（手当・貸付に関する相談が受けられます）

多摩区役所 児童家庭課

手当・貸付に関する相談

☎ 044-935-3293

月～金曜 8時30分～12時、13時～17時 貸付の相談は要予約
児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などの相談。

川崎市母子・父子福祉センター

サン・ライヴ

法律相談

生活家計相談

☎ 044-733-1166 ※離婚前のかたも可

●法律相談：女性弁護士による離婚、親権、養育費などに関する相談。

第2金曜 17時～20時・奇数月（11月は除く）第4金曜 13時30分～15時・偶数月第4金曜 10時～11時30分（対面1人25分）

※2週間前の9時から電話で予約。

●生活家計相談：1級ファイナンシャルプランナーによる暮らしとお金の相談。
詳しくはお問い合わせください（対面1人30分）

●ひとり親家庭サポートガイドブック

ひとり親家庭のかたに役立つ制度や施設などの情報を掲載しています。

「まなざし ひとり親家庭サポートガイドブック」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000109722.html>



●ひとり親家庭応援メルマガ

支援制度やイベント情報などのひとり親家庭応援メールを配信しています。

読み取り後、
空メールを
送信してください。



●川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）

☎ 044-733-1166 FAX 044-733-8934

●無料 月10日、1年間240時間以内まで利用できます。

川崎市在住の母子家庭・父子家庭、寡婦のかたが、一時的な事由で日常の家事や育児などができないときに、家庭生活支援員を派遣する事業。面談による事前登録が必要。

（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

障がいのある子ども

自立支援医療
(育成医療)
の給付

からだに障がいがある、あるいは放置すると障がいの残る恐れがあると診断された18歳未満の子どもが、自立支援指定医療機関において治療を受け、確実な治療効果がある場合は、健康保険診療分の自己負担額を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。制度のご利用にあたり、事前申請が必要となります。
申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課 ☎ 044-935-3293

自立支援
(精神)医療

通院により、継続的に精神医療を受ける場合に、自己負担額を軽減します。てんかんも該当します。
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 精神保健係 ☎ 044-935-3324

特別児童
扶養手当

重度、中度の障がいをもった20歳未満の子どもを養育しているかたに支給。ただし、所得制限があります。また、施設に入所しているときや、児童が障がいのため厚生年金などの公的年金を受けることができる場合には、この手当を受けることはできません。
手当額 重度の場合 1人につき 月額 56,800 円 (R7.4 月～)
中度の場合 1人につき 月額 37,830 円 (R7.4 月～)
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

障害児
福祉手当

在宅の20歳未満の重度障がい児で、日常生活に常時介護を必要とするかたに支給。ただし、所得が一定の額を超える場合や施設に入所しているかたなどは支給されません。
手当額 月額 16,100 円 (R7.4 月～)
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

障害手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3種類の障害手帳があり、障がいの種類や程度により福祉制度が利用できます。取得のためには諸手続きがありますので、まずはお問い合わせください。
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

ほかにもさまざまな支援の制度があります。
「かわさき子育てガイドブック」第8章(冊子、ホームページ)をご参照ください。
<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/271-1-0-0-0-0-0-0-0.html>



●障害児・者移動支援事業(移動支援)

屋外での移動が困難な障がい児(者)に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援をおこないます。市内に居住する障がい児(者)で、原則として、学齢児以上が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

地域情報

●障がい児(者)サポートサービス事業

特定非営利活動法人
療育ねっとわーく川崎

多摩区登戸 2981

☎ 044-930-0160 FAX 044-930-0128

●障害者総合支援法および児童福祉法で運営。
詳しくはお問い合わせください。

障がい児(者)をもつご家族を支えるためのネットワーク。
「サポートセンターロンド」では障がい児(者)サポートサービス事業をおこなっています。無料相談、病院・学校・療育センターなどへの付き添い。ヘルパー派遣、障がい児(者)通園など。

子どもの健康診査

お子さんの成長を見守るシステムとして、乳幼児健診があります。必ず受けるもの(無料)と任意のもの(有料)、また、集団でおこなうものや、個別におこなうものなど、健診によって異なります。受けるときは、必ず母子健康手帳を持っていきましょう。

必ず受ける健診

- 無料**(1か月児健診は健診費用のうち6,500円までを川崎市が助成します。ただし、上限額を超えた場合は超過分が自己負担となります)
- 封書で個別の通知が届いたら受診しましょう。
(1か月児健診は、母子健康手帳交付時に別冊②に綴られている受診券での受診となります)

乳幼児健康診査	受診期間	内 容	実施場所・方法
1か月児健診	生後28日～41日 (出生日は0日)	身体計測、発育・発達についての診察、育児相談など	市内・市外医療機関(個別)
3～4か月児健診	3か月半～ 4か月半	身体計測、発育・発達についての診察、育児相談など	市内医療機関(個別)
7か月児健診	6か月半～ 7か月半	身体計測、発育・発達についての診察、育児相談など	市内医療機関(個別)
1歳6か月児健診	1歳半 (日程は通知に記載あり)	身体計測、発育や発達についての診察、歯科健診、相談(育児・栄養)	多摩区役所(集団)
3歳児健診	3歳半 (日程は通知に記載あり)	身体計測、発育や発達についての診察、歯科健診、相談(育児・栄養)、視聴覚健診、尿検査	多摩区役所(集団)
5歳児健診	5歳の誕生日 から2か月以内	身体計測、発育・発達についての診察、尿検査	市内医療機関(個別)

※10か月児健診は、7か月児健診で経過観察が必要になったかたのみが受診対象です。

※1か月児健診は協力医療機関以外で全額自己負担で受診した場合、川崎市へ償還払いの申請をすることで、費用の一部の助成を受けることができます。

任意の健診

●有料

1歳児健診・2歳児健診は、全額自己負担(健康保険も適用されません)になります。

「受ける」「受けない」は各ご家庭で判断してください。

詳しい内容や実施日時については、各医療機関にお問い合わせください。

詳しくは、下記ホームページでご確認ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000118162.html>

乳幼児健診の問い合わせ ●多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3264



コラム

乳幼児健診、ちょっと不安

乳幼児健診をはじめて経験するお母さん、お父さんは、多くのかたが不安を抱くことと思います。

- ・どんなことを聞かれるのか、どう判断されるのか、健診結果で何か指摘された場合はどうしたらいいのか。
- ・何か特別に準備したり練習したりした方がいいのか。
- ・また当日、子どもがおとなしくしていただけるか、泣き出さないか、ほかのお子さんとトラブルにならないか。
- ・健診は絶対に受けなければいけないのか、など。

健診について ●母子保健法により「1歳6か月」と「3歳」の健診は、自治体の実施が義務とされています。また実施は任意ですが、「3～4か月健診」もほとんどの自治体で実施されています。そのほかは自治体により異なりますが、指定されていない年齢でも、任意で乳幼児健診を受けることが可能です。

健診時の持ち物（月齢、個人によって違います）

例：母子健康手帳、健診の案内、問診票、替えのおむつ、念のための着替え、哺乳ビン、粉ミルク、ガーゼ、タオル、ビニール袋、離乳食、おやつ、好きな絵本、おもちゃなど。

◎あらかじめ記入できる書類には記入していくと楽です。



子どもの発達は個人差が大きい

乳幼児健診は、からだの成長について、身長、体重、頭囲などの計測、月齢ごとの発達の様子、病気が隠れていないかなどを診ます。

基本的には子どもの成長には一人ひとり個性があり、すべて育児書通りに発達するわけではなく、特に乳幼児時期の発達は個人差が大きいものです。

健診の項目はあくまで一つの目安ですから、必要以上に不安になったり、健診の日までに何かをできるようにしておかないといけなと、焦る必要はないと考えましょう。

また家庭と健診の場所では、子どもの気持ちや様子が違うことも多く、慣れない健診の日だけでの判断は難しいこともあります。

ときには「経過観察」と言われることもあります。様子を見ましようということですので、心配しすぎず、日常のお子さんの様子を見守ってあげてください。

不安解消のよい機会として

もし日ごろ気になっていることがある場合は、専門家に聞くよい機会ですから、相談してみましょう。

健診に行くことで、気がつかない面に気がついたり、隠れている病気が見つかったりすることもあります。

持ち物の準備、家族間の日程調整など、手間のかかることもありますが、お子さんの健康や成長のための大切な機会として、健診を利用しましょう。

もし疑問に思うことなど、あらかじめ知りたいことがある場合は、担当の部署に質問してみましょう。

多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の 離乳食・幼児食教室

離乳食って何のためにあるの？ どんなものをつくればいいの？ なかなか食べてくれない…など、離乳食の疑問や不安を解消したいときは、こんな教室を利用してみましょう。離乳食や幼児食のすすめ方、レシピなどを教えてもらえます。

離乳食教室 ステップ 1

対 象 ●生後4～6か月のお子さんの保護者
日 時 ●原則第1・2木曜午前
持 ち 物 ●母子健康手帳・筆記用具・バスタオル
申 込 み ●要予約(ホームページ、電話または来所)

離乳食教室 ステップ 2

対 象 ●生後7～8か月のお子さんの保護者
日 時 ●原則偶数月 第3水曜午前
持 ち 物 ●母子健康手帳・筆記用具・抱っこひも
申 込 み ●要予約(電話または来所)

幼児食教室

対 象 ●生後1～2歳のお子さんの保護者(試食があります)
日 時 ●原則奇数月 第3水曜午前
持 ち 物 ●母子健康手帳・筆記用具・飲み物・お手拭き
申 込 み ●要予約(ホームページ、電話または来所)

離乳食・幼児食教室について、詳しくはホームページをご確認ください。



問い合わせ●多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3117

コラム

乳幼児の食事



- ・離乳食から素材の味をいかし、薄味でおいしく食べる習慣をつくりましょう。
- ・子どもの食事づくりは、大人の食事から取り分けてつぶしたり味付けを薄めたりするなど工夫すると、手間がかかりません。
- ・離乳食の回数や量、すすみ具合は子どもそれぞれで異なります。体調によっても食欲は変わり、いつでも同じ量を食べるとは限りません。様子を見ながら少しずつすすめましょう。
- ・家族と一緒に食べる、お父さんやお母さんがおいしそうに食べる様子を見せるなど、楽しい食事の時間の共有を心がけましょう。
- ・子どもの胃腸は小さいので、一度にたくさん食べられません。水分補給はこまめに。幼児の時期はおやつも食事の一部と考えて栄養を補えるものがよいので、果物、芋類、牛乳などがおすすめです。おやつ＝お菓子ではありません。

多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の 子どもの歯科相談

歯が生えるのが遅い、歯みがきはいつからはじめるの？ 歯みがきを嫌がるときはどうしたらいいの？ など、お子さんの歯のことで疑問や質問があるときは、下記の歯科相談を利用しましょう。このほか、1歳6か月児健診と3歳児健診の乳幼児健診のときに歯科健診がおこなわれます。

スマイル歯みがき教室

歯科衛生士によるお口の健康相談と歯みがき実習。

対 象 ●就学前のお子さんと保護者

日 時 ●第2金曜 受付9時20分～10時40分

持ち物 ●母子健康手帳、歯ブラシ、バスタオル

予約方法や日程、来所される際の注意事項など、詳しくは川崎市ホームページをご確認ください。



川崎市 乳幼児歯科



で検索！

問い合わせ ●川崎市健康福祉局保健医療政策部 健康増進課

☎ 044-201-3182

コラム

むし歯予防の
ポイント



むし歯予防のポイントは、「歯みがき」「規則正しい食生活」「フッ素の効果的な利用」です。

歯みがきの習慣づけは、お子さんの首、顔、口の周りをやさしくふれたり、口をのぞくなど、スキンシップの中でスタートしましょう。歯みがきを嫌がるときは、食後にお茶や水を飲ませ、口の中を洗い流しておくことも有効です。

また、おやつはだらだら食わずに1日1～2回などと決め、規則正しい食生活を送みましょう。

フッ素は、歯の質を強くします。かかりつけ歯科医で定期的に塗布したり、ホームケアとしてフッ素入りのジェルや歯磨き剤を使用するのもよい方法です。

生後2か月ごろに「予防接種と子どもの健康」という冊子が送付されます。
 予防接種前には、この冊子に目を通し、その必要性、効果および副反応について理解したうえで、スケジュールを組み立て、接種を受けましょう。

また、予防接種制度は、変更されることがありますので、国立感染症研究所のホームページやかかりつけ医などを情報源に、最新の制度を確認してください。予診表の紛失や予防接種に関してご不明な点がございましたら、上記の予防接種コールセンターまでお問い合わせください。

予防接種スケジュール(0歳～7歳半)

感染症はかからないように予防することが大切です。適切な時期に予防接種を受けることによって、重症化を防いだり、かかりにくくしたりすることができます。定期予防接種と任意予防接種があり、どちらも市内の個別協力医療機関で受けることができます。定期予防接種は無料、任意予防接種は有料です。

■ 無料で受けられる期間 ■ 任意予防接種 (有料)

年 齢			接種回数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	8か月	10か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
予防接種の種類																		
定期 予 防 接 種	生	ロタウイルス	1価	2回	1回目は生後6週以後、2回目は4週以上の間隔をあけて生後24週までに完了(1回目の接種は生後14週6日までに行うことが推奨されています)													
		5価	3回	1回目は生後6週以後、2回目、3回目は4週間以上の間隔をあけて生後32週までに完了(1回目の接種は生後14週6日までに行うことが推奨されています)														
	不	小児の肺炎球菌感染症	4回	5歳(60月)に至るまで														
	不	B型肝炎	3回	1歳に至るまで														
	不	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib感染症 (5種混合)*	4回	7歳6か月(90月)に至るまで														
	生	BCG (結核)	1回	1歳に至るまで														
	生	麻疹 風しん (MR)	2回	1歳になったら すぐ受けましょう!														
	生	水痘 (水ぼうそう)	2回	生後36月に 至るまで														
	不	日本脳炎	3回	7歳6か月(90月)に至るまで														
	任意 予 防 接 種	生	おたふくかぜ	—	2回接種													

生：生ワクチン 不：不活化ワクチン ②：丸数字は何回目の接種かを表します。

- ・「生後〇か月に至るまで」「〇歳に至るまで」とは、誕生日の前日まで接種ができるという意味です。
- ・予防接種を受けた後、同じ種類の予防接種を受けるためには決められた期間をあけなければなりません。
- ・注射生ワクチンを受けた後、次に注射生ワクチンを受けるためには27日以上をあけなければなりません。
 (4週間後の同じ曜日から接種可能)

予防接種の種類とおすすめの接種時期

種 類		接種回数	おすすめ接種時期		ワクチンタイプ
ロタウイルス		2 回 又は 3 回	初回接種は生後 2 月から生後 14 週 6 日までに開始 2 回目及び 3 回目は、前回の接種から 4 週間以上の間隔をおいて受けてください。		経口生ワクチン (接種に使用できるワクチンが 2 種類あり、使用するワクチンによって接種回数が異なります。)
小児の肺炎球菌感染症	初回接種	3 回	生後 2 か月から 7 か月に至るまでの間に接種を開始 2 回目及び 3 回目は前回の接種から 27 日以上の間隔をおき、生後 12 か月に至るまでに終了するように受けてください。		不活化ワクチン
	追加接種	1 回	生後 12 か月から 15 か月に至るまでの間 生後 12 か月以降に、初回接種終了後、60 日以上の間隔をおいて受けてください。		
B 型肝炎		3 回	生後 2 か月から 9 か月に至るまでの間 27 日以上の間隔をおいて 2 回接種し、1 回目から 139 日以上の間隔をおいて 3 回目を接種します。		不活化ワクチン
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib感染症 1 期：DPT-IPV-Hib (5 種混合) 2 期：DT (2 種混合)	1 期	初回	3 回	生後 2 か月から 7 か月に達するまでの間 2 回目及び 3 回目は前回の接種から 20 日から 56 日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1 回	1 期終了後、6 月から 18 月の間隔をおいて受けてください。	
	2 期	1 回	11 歳		
BCG (結核)		1 回	生後 5 か月から 8 か月に達するまでの間		生ワクチン
麻しん 風しん (MR)	1 期	1 回	1 歳になったらすぐに受けましょう！		生ワクチン
	2 期	1 回	小学校入学前の 1 年間 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)		
水痘 (水ぼうそう)		2 回	生後 12 か月から 15 か月の間に 1 回目、1 回目接種後、6 月から 12 月までの間隔をおいて 2 回目を受けてください。		生ワクチン
日本脳炎	1 期	初回	2 回	3 歳 2 回目の接種は前回の接種から 6 日から 28 日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1 回	4 歳 初回 (2 回) 終了後、おおむね 1 年 (11 月～13 月) 後	
	2 期	1 回	9 歳		
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV ワクチン)		2 回 又は 3 回	13 歳となる日の属する年度 (中学 1 年生相当) ※対象は女性のみです。 ※接種に使用できるワクチンが 3 種類 (2 価ワクチンと 4 価ワクチンと 9 価ワクチン) あり、接種年齢やワクチンの種類により、接種回数や接種間隔が異なります。		不活化ワクチン

川崎市にお住まいの方には、おすすめ接種時期に個別通知をお送りしています。

※母子感染予防として、出生後に抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合、健康保険の適用となり、B型肝炎の定期予防接種の対象とはなりません。2回目および3回目の接種も同様です。詳しくはかかりつけの医療機関にお問い合わせください。

医療情報を得る

乳幼児のケガや病気は待ったなし。開いている医療機関はどこ？ 様子を見ていて大丈夫？ 情報を提供してくれたり、病院に行くかどうかの判断の助けになってくれたりする電話窓口、インターネットサービスの情報です。緊急時にご利用ください。

電話で

●かながわ救急相談センター（#7119）

24時間365日対応（救急医療相談および医療機関の案内）

市外局番が042以外の プッシュ回線、携帯電話のかた ☎ #7119	急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだ方がいいのか」、 「今すぐ病院に行った方がいいのか」「受診できる医療機関は」と いった相談に看護師などが電話でお答えします。
市外局番が042、ダイヤル回線、 IP電話等のかた（直通番号） ☎ 045-232-7119 ☎ 045-523-7119	

●かながわ小児救急ダイヤル 毎日18時～翌朝8時

市外局番が042以外の プッシュ回線、携帯電話のかた ☎ #8000	夜間、お子さんの急な体調の変化や病状について、すぐに医療 機関を受診させたほうがよいかどうか、保護者などが判断に迷った ときに、看護師などが電話で一般的な助言をおこないます。 （この電話相談は、助言をおこなうものであり、電話による診断・ 治療をおこなうものではありません）
市外局番が042、 ダイヤル回線、IP電話等のかた ☎ 050-3490-3742	

インターネットで

●医療情報ネット（ナビイ）

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=14>

診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、神奈川県医療機関・薬局を検索することができます。



●こどもの救急（公益社団法人日本小児科学会）

<https://kodomo-qc.jp/>

夜間や休日などの診療時間外に、生後1か月～6歳の子どもの具合が悪くなったとき、病院を受診するかどうかの判断の目安を提供しています。



●川崎市救急受診ガイド

<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000068776.html>

病院に行く？ 救急車を呼ぶ？ 迷ったときにご利用ください。



移動手段

●多摩区の患者等搬送事業者一覧（消防局認定）

交通手段がないかたが病院に行く場合に、利用できる民間救急車です。

介護タクシーシンコー	中野島 6-22-5	☎ 0120-294-405
ホップ・ケア・タクシー	生田 1-24-25-1	☎ 070-4495-7955
介護タクシードリーム	東生田 1-21-7	☎ 080-3435-0453

※民間救急車は有料です。民間救急車は事業所により料金が異なりますので、問い合わせ時に事業者にご確認ください。
※緊急性がある場合は、迷わず救急車を要請してください。

休日・夜間・救急の医療機関など

大人に比べて抵抗力のない子どもの病気は、病状が急変することも多く、あなどれません。「いつもと様子が異なっておかしい」と感じたらすぐに受診できるようにしておきましょう。マイナ保険証または健康保険資格確認書などは必ず持参してください。必要だと判断したら迷わず救急車を呼びましょう。

病院に行くかどうか判断に迷ったら、「かながわ小児救急ダイヤル」(32ページ)で確認を。

夜間や休日に急病になったとき

●多摩休日夜間急患診療所(内科・小児科)

多摩区登戸1775-1 ☎ 044-933-1120

●夜間(内科)

年間毎日 18時30分～22時30分

●昼間(内科・小児科)

日曜・祝日、年末年始(12/30～1/3)

9時～11時30分、13時～16時

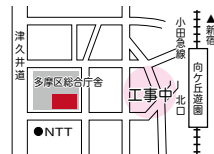
●川崎市北部小児急病センター(小児科)

(多摩休日夜間急患診療所内)

☎ 044-933-1120

●夜間(小児科)

年間毎日 18時30分～翌朝5時30分



救急外来のある医療機関

※必ず電話をして受け入れ状況および行き方を確認してください。

●川崎市立多摩病院

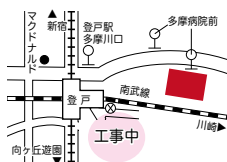
多摩区宿河原1-30-37

☎ 044-933-8111

(内科、外科、小児科ほか)

小田急線・JR南武線

登戸駅より徒歩3分



<https://tama.marianna-u.ac.jp/index.html>

●総合高津中央病院

高津区溝口1-16-7

☎ 044-822-6121

(内科、外科ほか)

東急溝の口駅東口、

JR武蔵溝ノ口駅北口より

徒歩5分



<https://www.takatsuhosp.or.jp/>

●稲城市立病院

東京都稲城市大丸1171

☎ 042-377-0931

(内科、外科、小児科ほか)

J R南武線南多摩駅南口より徒歩約8分

<https://www.hospital.inagi.tokyo.jp>



●聖マリアンナ医科大学病院

宮前区菅生2-16-1

☎ 044-977-8111

(内科、外科、小児科ほか)

小田急線向ヶ丘遊園駅より

小田急バス「あざみ野

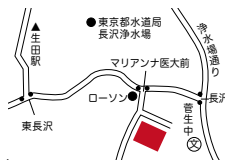
駅行」で15分～20分、

「聖マリアンナ医科大学」下車

小田急線生田駅または百合ヶ丘駅

より小田急バス「聖マリアンナ医科

大学行」で15分～20分、終点下車



<https://www.marianna-u.ac.jp/hospital/>

●新百合ヶ丘総合病院

麻生区古沢都古255

☎ 044-322-9991

(内科、外科、小児科ほか)

小田急線新百合ヶ丘駅よりバス(約5分)など

<https://www.shinyuri-hospital.com>



●国立成育医療研究センター(小児救急)

東京都世田谷区大蔵2-10-1

☎ 03-3416-0181

<https://www.ncchd.go.jp/>



GWや年末年始に急に歯が痛くなったり、口の中をケガしたとき

●百合ヶ丘歯科保健センター

麻生区高石4-15-5

☎ 044-966-2261

5/3～5/5および

12/30～1/3のみ診療

9時～11時30分、13時～16時



日曜・祝日に診療をおこなっている歯科医院も増えています。ご近所の歯科医院を調べておくとよいですね。



誤飲の応急手当てと相談窓口

まずは予防として、誤飲しやすいものはお子さんの手の届かない場所に置きましょう。

誤飲

何を飲んだかによって対応が異なる。

チェック項目

- ・本当に飲んだのか
- ・何を飲んだのか
- ・どれぐらい飲んだのか
- ・顔色など異変はないか

応急手当

たばこ

▶ 何も飲ませずに吐かせる

弱酸性・
弱アルカリ性のもの

▶ 水・牛乳や卵白を
飲ませて吐かせる

灯油などの石油製品、トイ
レ用洗剤など強酸性・
強アルカリ性のもの、針
など鋭利なもの、ワック
ス、乾燥剤、殺虫剤など。

▶ 吐かせてはいけない

その後の対処

医療機関を受診

※誤飲の疑いのあるものを
持っていく

誤飲誤食の相談窓口

中 毒 1 1 0 番	■一般専用電話 (情報提供料は無料)	☎ 072-727-2499 (大阪) ● 365日 24時間対応	化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒についての情報提供。 ※石ころ、ビー玉などの異物誤飲は除く。 公益財団法人 日本中毒情報センター https://www.j-poison-ic.jp
		☎ 029-852-9999 (つくば) ● 365日 24時間対応	
	■たばこ専用電話 (情報提供料は無料)	☎ 072-726-9922 ● 365日 24時間対応 自動音声応答による 情報提供	

※誤飲に伴い呼吸困難が見られた場合には、すぐに救急車を呼びましょう。

【事故や災害に備えて受けられる講座】

■救急救命・応急手当 ☎ 045-681-2123
問い合わせ●日本赤十字社神奈川県支部 救護課 健康安全係

■ぼうさい出前講座 ☎ 044-200-2894
問い合わせ●川崎市役所 危機管理本部

■地域の防災 ☎ 044-935-3146
問い合わせ●多摩区役所 危機管理担当

■市民救命士養成講習 ☎ 044-223-2627
問い合わせ●川崎市消防局警防部救急課



家庭での防災対策は万全ですか

●家の中の事前対策をしましょう。(地震の被害を軽減するために)

- 家具・食器棚などは壁面や天井面に固定し転倒を防ぎましょう。
- 部屋の出入口付近にはものを置かないようにしましょう。
- 家の耐震補強や感震ブレーカーの設置などをおこないましょう。

●地震のときの行動チャート(大地震発生後の行動)

- まずは自分の身(特に頭)の安全を確保しましょう。
- 声をかけあうなどして、家族の安全確認をしましょう。
- 防災無線・テレビなどで正確な情報を得ましょう。

●備蓄品

- 各家庭で自宅に3日～1週間分以上の食料や水を確保しておきましょう。
- 乳幼児の粉ミルク、離乳食、おやつ ○飲料水(1人1日3リットルが目安)
- 保存食品(アルファ米、パックのごはん、缶詰、インスタント食品、アレルギー対応食)など

●非常持出品

- 赤ちゃん連れの場合は避難するときの安全を考えて、リュックに必要最低限のものを用意しましょう。服やおむつは成長にあわせてサイズを入れ替えておきましょう。玄関や物置などすぐに取り出せる場所に保管しましょう。
- 懐中電灯 ○ウェットティッシュ ○モバイルバッテリー ○医薬品
- 服、下着 ○おむつ ○哺乳ビン・乳首 ○スリッパ ○生理用品
- タオル ○ビニールシート ○マスク ○消毒液 ○体温計
- 靴 ○雨具 ○笛 ○簡易トイレ ○ビニール袋 など
- ※カセットコンロ、ラップ、アルミ箔、使い捨てカイロなども役立ちます。
- ※お菓子・おもちゃ(絵本・折り紙・ぬりえなど)も役立ちます。



大地震が発生した場合、自分や家族を守るのは、あなたです。防災用品を用意したり地域の防災訓練などに参加したりして、いざというときに備えましょう。



役立つ防災情報を知っていますか

- 防災啓発広報紙「備える。かわさき」…日ごろの備えについてまとめた情報誌
- 防災マップ・ハザードマップ…地域の防災拠点・リスクを掲載
- 川崎市に大地震が起きた日…大地震発生時に起こりうる状況をイラストでまとめた冊子
- かわさき防災アプリ…各種警報や災害情報、避難所開設などの情報を配信
- メールニュースかわさき…防災・気象・災害などの情報を配信
- 川崎市防災気象情報…天気予報・警報・注意報などの情報を配信
- 川崎市危機管理本部公式X(旧ツイッター)…防災・気象・災害などの情報を投稿

問い合わせ・配布窓口 ●川崎市危機管理本部
●多摩区役所危機管理担当

☎ 044-200-2794
☎ 044-935-3146

かわさき防災アプリ



iOS



Android



大災害時は、気が動転して冷静な判断や行動ができないことがあります。地域の情報や防災についての知識をもっていると正しい行動が取りやすくなります。

家族の安否確認の方法を知っていますか

●災害用伝言ダイヤル『171』

- 大災害が発生したときに、被災住民の安否情報を確認できます。
- 固定電話や携帯電話をお持ちのかたであれば、どこからでもご利用できます。
- 毎月1日・15日・正月三が日、防災週間(8/30～9/5)、防災とボランティア週間(1/15～1/21)に体験利用ができますので、事前に体験してみましょう。



今日はお父さんやお母さん、お子さんはそれぞれどこに出かけていますか？突然の災害時、家族と連絡が取れないととても心配になります。日ごろから家族の先行や連絡先を聞いておくことも大切な防災対策です。

※詳しくはNTTホームページをご覧ください。 <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>